

第1章 一般条項

第1条（本人会員・家族会員）

- (1) 本人会員とは、本規約を承諾の上、株式会社セディナ（以下「会社」という）に、直接、又はカードの発行・サービスの提供等に関して会社と提携する企業等（以下「提携会社」という）を通じて後記第2条（1）に定める3種類のセディナCFクレジットカード（通称「セディナCFカード」という）のうち、1種類を選択してカードの入会を申し込み、会社、又は会社及び提携会社が入会を認めた方を本人会員といいます。なお、会社が入会を認めた時に、本規約によるカード利用契約が成立するものとします。ただし、カードキャッシングに係る契約については、会社が個別のカード毎にカードキャッシング利用可能枠の設定の通知をした時契約が成立し、会社が入会を認めた時に遡ってその効力が生じます。また、申し込みのカードによっては、Mastercardカード機能・Visaカード機能・JCBカード機能のいずれかを選択できないものもあります。
- (2) 家族会員とは、本人会員が本規約によるカード利用契約に係る自らの代理人と指定した家族で、本人会員が会社に対して当該家族専用のカード（以下「家族カード」という）の発行を申し込み、会社が承認し所定の手続きをとることにより家族カードの発行を受けた方をいいます（以下、本人会員と家族会員とを総称して「会員」という）。家族会員は、会社の認める範囲内で、本人会員の代理人として本規約に基づくサービス（すべての付帯サービスを含む）を利用することができるものとします。なお、カードによっては、家族カードを選択できないものもあります。
- (3) 本人会員は、家族会員が家族カードを利用して決済をした金額について支払義務を負うものとし、本規約に定める方法により会社に支払うものとします。家族会員に対する代理権の授与について、撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合又は代理権に制限を加えた場合でも、本人会員は、後記第13条（2）による家族カード利用の中止を申し出ない限り、支払を免れることはできないものとします。この場合、本人会員は、家族会員から家族カードを回収する等して、利用できない措置をとるものとします。
- (4) 本人会員は、家族会員に対し、会社が家族カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対し通知することを予め承諾させるものとします。
- (5) 本人会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとし、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより会社に損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）が発生した場合、当該損害を賠償する責を負うものとします。

第2条（カードの貸与・有効期限）

- (1) 本規約に定めるクレジットカードは次の3種類（以下総称して「カード」という）です。
 - ①会社とMastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.（以下「Mastercard」という）との提携に基づくMastercardカード機能を有する「セディナCF・Mastercardカード」
 - ②会社とVisa Worldwide Pte. Limited（以下「ビザ・ワールドワイド」という）との提携に基づくVisaカード機能を有する「セディナCF・Visaカード」
 - ③会社と株式会社ジェーシービー（以下「ジェーシービー」という）との提携に基づくJCBカード機能を有する「セディナCF・JCBカード」
- (2) 本規約中のMastercardカード機能に関する規定はセディナCF・Mastercardカードに、Visaカード機能に関する規定はセディナCF・Visaカードに、JCBカード機能に関する規定はセディナCF・JCBカードにそれぞれ適用します。
- (3) 会社は会員1名につき、1枚のカードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は会社に属します。
- (4) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを利用・保管します。
- (5) カードは会員のみが利用でき、会員が他人にカードを貸与・譲渡・質入れ及び担保に提供する等、カードを第三者に占有・利用させることは一切できません。
- (6) カードの有効期限はカードに表示する月の末日までとし、会社は、会員より退会の申し出がなく、かつ、会社が引続き会員と認める方を更新します。

- (7) 会社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等で会社が認めた場合に限りカードの再発行をします。
- (8) カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。
- (9) 会員は、カードの利用・管理に際して会員が（4）又は（5）に違反し、カードが不正に使用されたとき（ただし、会員の責に帰さない場合は除く）は、それにより生じた一切の損害は会員が負担します。

第3条（暗証番号）

- (1) 本人会員は、入会申込み時に暗証番号（4桁の数字）を会社へ届出るものとします。ただし、届出が無い場合には会社所定の方法により登録することをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 暗証番号は、他人に容易に推測されない4桁の数字（生年月日・電話番号・自宅住所番地等以外）の組み合わせをお届いただくものとします。なお、会社が不適切な暗証番号と判断した場合は、会社所定の方法により暗証番号を変更させていただく場合があります。また、推測されやすい（生年月日・電話番号・自宅住所番地等）暗証番号を登録された場合、カード会員保障制度が適用外となる場合があります。
- (3) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が使用され、他人にカードが使用された場合は、その利用代金の支払いは会員の責任とします。ただし、登録された暗証番号が推測されやすいものではなく、かつ、登録された暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がない場合にはこの限りではありません。

第4条（年会費）

- (1) 本人会員は、別途カード送付時に通知する年会費を会社へ毎年所定月の後記第7条に定める約定支払日にお支払いいただきます。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に再請求されることがあります。
- (2) 年会費は理由のいかんを問わず返還しません。また、年会費のみの請求の場合はカードご利用代金明細書の発行を省略することがあります。

第5条（カードの機能）

- (1) 会員は、本規約に定める方法・条件によりカードを使用することによって後記第Ⅱ章（カードショッピング）・第Ⅲ章（キャッシングサービス）に定める機能を利用することができます。ただし、キャッシングサービスは、会社が認めた会員のみがサービスを受けることができます。
- (2) 会員は、会社・提携会社、又は会社が提携するサービス提供会社が提供するカード付帯サービス・特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができ、その内容は別途通知します。なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合は、それに従います。

第6条（カードの利用可能枠）

- (1) ①カードショッピングの利用可能枠及びカードキャッシングの利用可能枠（以下総称して「カード利用可能枠」という）は、会社が定めるものとし、適当と認めた場合は、いつでもカード利用可能枠を増減できるものとします。
②カードショッピングのリボルビング払い、分割払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い、一括払い（カードご利用日から支払日が2ヵ月を超えるものに限る）等、翌月1回払い以外のカード利用についてのご利用可能枠（以下「翌月1回払い以外のカードショッピング枠」といいます）は、①のカード利用可能枠のうち、会社が定めた額までとします。
- (2) (1) の定めにかかわらず、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他会社が必要と認める場合には、特段の通知なくカード利用可能枠を減額又は利用の停止ができるものとします。
 - ①本人会員がカード利用代金等会社に対する債務の履行を怠ったとき
 - ②会員のカードの利用状況及び本人会員の信用状況等に応じて、審査の上会社が必要と認めるとき
 - ③会社が定める本人確認手続が完了しないとき
- (3) 会員は、カード利用可能枠、翌月1回払い以外のカードショッピング枠を超えてカードを使用してはならないものとします。カード利用可能枠、翌月1回払い以外のカードショッピング枠を超えてカードを使用した場合は、会社は本人会員に対し、カード利用可能枠、翌月1回払い以外のカードショッピング枠を超えて使用した金額の一括払いを請求することができるものとします。

- (4) 本人会員は、会社又は提携会社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合のカード利用可能枠は、本人会員が保有するカード利用可能枠の合計額ではなく、会社が別に定める金額とすることを承諾するものとします。

第7条（支払方法・約定支払日）

- (1) 利用代金（カードショッピングの場合、割賦販売法における「現金価格」をいう。以下同じ）・借入金及び手数料（カードショッピングの場合、「包括信用購入あっせんの手数料」をいう。以下同じ）・利息、その他本規約に基づく本人会員の会社に対する一切の支払債務は本人会員があらかじめ指定した預貯金口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。ただし、会社が適当と認める場合は、会社の指定口座への振込等、会社が別途指定する方法でお支払いいただきます。
- (2) (1) の支払債務は、カード送付時に通知する約定支払日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ）に、次のとおり（ただし、ボーナス一括払い・ボーナス2回払いの場合を除く）お支払いいただきます。なお、事務処理の都合上、また、加盟店の事情により第1回目の支払日が翌々月以降になる場合もあります。
- ① 約定支払日が6日の場合、毎月10日に締切り、締切日の翌月から毎月6日にお支払いいただきます。なお、一部のカードについては、毎月末日に締切り、締切日の翌々月から毎月6日にお支払いいただきます。
- ② 約定支払日が26日の場合、毎月末日に締切り、締切日の翌月から毎月26日にお支払いいただきます。
- (3) 本人会員の都合により口座振替ができない場合、会社は金融機関に再振替の依頼をすることがあります。

第8条（日本国外における利用代金の円への換算）

会員の日本国外における利用代金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を会社とMastercard、ビザ・ワールドワイド又はジェーシービー所定の方法で円貨に換算の上、国内の利用代金と同様の方法により、所定の事務処理費用を付加してお支払いいただきます。

第9条（支払金の充当順序）

本人会員の支払金が本規約及びその他の契約に基づき会社に対して負担する一切の債務の完済に足りないときはその支払金について、また、期限の到来した債務の額を超えて支払われたときはその超過支払金について、いずれも本人会員へ通知することなく、会社が適当と認める順序・方法（ただし、本人会員が指定した場合を除く）によりいずれかの債務（年会費を含む）に充当します。

第10条（費用等の負担）

- (1) カードの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税法に定める消費税その他の公租公課は、本人会員の負担とします。なお、本人会員は、消費税法その他法定の税率に変更があった場合は、変更後の税率による消費税その他の公租公課を負担します。
- (2) カードの利用、支払金等の支払、カードの返却、会社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要するすべての費用（金融機関への振込手数料及び再振込手数料、会社指定場所への持参手数料、日本国外でのカード利用に係わる費用・郵送料・電話料金等）は、会員の負担とします。
- (3) 本人会員は、カードショッピング代金債務について、支払遅滞やその他会員の責に帰すべき事由等により生じた次の費用を負担します。
- ① 会社が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として、会社が金融機関に再振替の依頼をしたときは再振替手数料として、それぞれ
手続回数1回につき300円（税抜） なお、振込用紙送付の場合、会社宛の振込手数料も本人会員が負担します。
- ② 会社が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円（税抜）
- ③ 会社が本人会員に対し後記第14条(1)の書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用
- (4) 会社は本人会員に対し、会員の要請により会社が行う事務の費用として次のものを法令に定める範囲内で本人会員に請求することができるものとします。
- ① カードの再発行手数料
- ② 本人会員に交付された書面の再発行手数料

- (5) 会員が金銭の受領又は支払のために現金自動貸付機その他の機械を利用したときは、会社は本人会員に対し、法令の範囲内で会社が別途定める利用料を請求することができるものとします。

第11条（カードの紛失・盗難等）

- (1) 会員は、カードを紛失したとき、または盗難、詐取若しくは横領されたとき（以下「紛失・盗難等」という。）は、速やかに会社に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番に届けるものとします。なお、会社への通知は、改めて会社所定の届出書を提出いただく場合があります。
- (2) 会員がカードを紛失・盗難等により、不正使用された場合でも、利用代金等の一切は会員の責任とさせていただきます。ただし、(1)の手続きがあった場合において、カード会員保障制度規約に基づき保険の適用が認められたときは、届出日前60日にさかのぼり、カード会員保障制度規約の定めにより補てんします。
- (3) 本人会員は、入会に際し、カードの紛失・盗難等による不測の損害を未然に防止するため、自動的にカード会員保障制度に加入していただくものとします。
- (4) カード会員保障制度の内容は、別途に定めるカード会員保障制度規約によります。
- (5) カード会員保障制度によって補てんされない一切の損害は会員が負担します。

第12条（債権譲渡の承諾）

本人会員は、会社が必要と認めた場合、事前に通知することなく会社が本規約に基づく債権、並びにこれに付帯する一切の権利を第三者に担保に差し入れ、又は譲渡すること（信託の設定による担保差し入れ、又は譲渡を含む）、及び会社が譲渡した債権を再び譲り受けることがあることを承諾します。

第13条（退会・カードの利用停止及び会員資格の喪失）

- (1) 会員が都合により退会する場合は、その旨の届出をした上、会社の指示に従ってカードを直ちに返却するか、カードを切断して破棄するものとします。ただし、本人会員は、会社への届出に加え、会社に対する未払債務を会社に完済したときをもって退会とします。なお、本人会員は、退会後においても、本規約の定めに従い、カードを利用したまたは会員番号を使用して生じたカード利用代金等について、全て支払の責を負うものとします。
- (2) 本人会員が家族会員のカードの利用の中止を申し出た場合、その申出をもって家族会員は退会したものとします。
- (3) 会員（本項においては入会申込者を含む）が次のいずれかに該当した場合、会社は入会を謝絶し、又は何らの通知・催告をすることなく、カードの利用を停止させること、又は会員資格を喪失させることができます。この場合、会員は会社に対して直ちにカードを返却し、未払債務の全額をお支払いいただくと共に、会社は加盟店に当該カードの無効を通知できます。
- ①会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ②個人情報に明らかに問題がある場合等、本人会員の信用状況に重大な変化が生じたと会社が判断したとき
 - ③後記第14条に該当する事由が生じたとき、又は本規約のいずれかに違反したとき
 - ④カード利用状況及び支払状況が適当でないと会社が判断したとき
 - ⑤住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、会社が会員への通知連絡について不能と判断したとき
 - ⑥会員が死亡したとき
 - ⑦「貸金業法」の定めにより、会社がキャッシングサービスを停止する義務を負うとき
 - ⑧会員が第36条（反社会的勢力の排除）に違反していると会社が認めたとき
 - ⑨第22条（カードショッピングの利用方法等）(4)に違反し、カードの利用状況が不適当又は不審であると会社が判断した場合
 - ⑩前各号に類する事由が生じた場合その他会社が会員として不適格と判断したとき
 - ⑪カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとして会社が判断した場合。
- (4) 会社が第1条に定めるカード募集・発行等に関する提携会社との当該契約を解消した場合、カードの有効期限にかかわらず、事前に通知した

上で、カードの利用を停止することがあります。

- (5) 本人会員が (1) (3) のいずれかに該当した場合は、当然に家族会員についても同一の効果が生じます。
- (6) 会員が (1) (3) のいずれかに該当した場合、会社はカードの付帯サービスの提供を停止します。
- (7) 会員は、(3) の①～⑩に該当し、会社又は会社より委託を受けた者（後記第22条 (1) に定める加盟店を含む）がカードの返却を求めた場合は、直ちにカードを返却します。

第14条（期限の利益の喪失）

- (1) 本人会員は、支払期日にカードショッピング代金債務の履行を遅滞し、会社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときは、当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。ただし、支払期間が2ヵ月を超えない支払方法（事務処理上の都合により2ヵ月を超えた場合を含む。以下同じ）によるカードショッピング代金債務を除きます。
- (2) 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - ①仮差押、差押、若しくは競売の申請又は破産その他債務整理のための法的手続きの開始申立てがあったとき、債務整理（任意整理を含む）を開始する旨を会社に通知したとき
 - ②公租公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押があったとき
 - ③自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき
 - ④「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）」に基づく本人確認書類の提示・提出等がない場合において、会社が本人会員に対し本人確認書類の提示・提出等を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がないとき
 - ⑤本人会員が現に有効な運転免許証・運転経歴証明書（以下「運転免許証等」という）の交付を受けている場合において、会社が本人会員に対し運転免許証等の番号を届出するよう通知したにもかかわらず、所定の期日までにその届出がないとき
 - ⑥第13条（退会・カードの利用停止及び会員資格の喪失）(3) ⑨に該当したとき
 - ⑦第36条（反社会的勢力の排除）に違反していると会社が認めたとき
- (3) 本人会員が、支払期間が2ヵ月を超えない支払方法によるカードショッピング代金債務及びキャッシングサービスの約定支払額の履行を1回でも遅滞したとき（ただし、キャッシングサービスによる債務の場合は「利息制限法」第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する）は、当該債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額をお支払いいただきます。
- (4) 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、会社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - ①会員が商品の質入れ・譲渡・賃貸その他会社の所有権を侵害する行為をしたとき
 - ②会員が本規約上の義務（ただし、(1) 又は (3) に規定する債務を除く）に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる時
 - ③その他本人会員の信用状態が悪化したとき
 - ④商品の購入が会員にとって商行為となる場合で、会員が分割支払いを1回でも遅滞したとき
- (5) 本人会員は、第13条 (3) の規定により会員資格を取消されたときは、会社の請求により会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額をお支払いいただきます。

第15条（遅延損害金）

- (1) 本人会員が約定支払日に約定支払額の支払いを遅滞した場合（後記 (2) の場合を除く）は、約定支払日の翌日から支払日に至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。
 - ①カードショッピング（後記②の場合を除く）は、その約定支払額に対し年14.60%（1年を365日とします。ただし、うるう年は1年を366日として計算します。以下同じ。）を乗じた額と分割支払額合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額

- ②カードショッピングの支払期間が2ヵ月を超えない場合及びリボルビング払いは、その約定支払額に対し年14.60%を乗じた額
 - ③キャッシングサービスは、その約定支払額の元金に対し年20.00%を乗じた額
- (2) 本人会員が期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を付加してお支払いいただきます。
- ①カードショッピング（後記②の場合を除く）は、未払債務の全額に対し商事法定利率を乗じた額
 - ②カードショッピングの支払期間が2ヵ月を超えない場合及びリボルビング払いは、未払債務の全額に対し年14.60%を乗じた額
 - ③キャッシングサービスは、未払債務（残元金分）に対し年20.00%を乗じた額

第16条（利率等の変更）

本規約及びその他諸契約に基づくカード利用にかかる手数料率・利率（遅延損害金の料率を含む）は、金融情勢等により変動する場合があります。遅延損害金の料率を除き、会社が手数料率の変更を通知した場合、後記第19条の規定にかかわらず、通知前の取引については従前の手数料率が適用され、通知後の取引については変更後の手数料率が適用されます。

第17条（届出事項の変更）

- (1) 本人会員は、届出済みの氏名・勤務先・職業・住所・支払預金口座・電話番号・メールアドレス・その他法令に基づく会社への届出事項等に変更が生じた場合、遅滞なく会社に書面又は電話若しくは会社所定の方法によりその変更を届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出がないために会社からの通知、又は送付書類等が延着、また到着しなかった場合（ただし、会員に止むを得ない事情がある場合を除く）には、通常到着すべきときに本人会員に到着したものとみなします。

第18条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令の適用）

会員は、日本国外でカードを利用する場合、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易に関する諸法令・諸規則等により許可書・証明書、その他書類を必要とする場合には、会社の要求に応じ、これを会社に提出し、また、日本国外でのカード利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

第19条（規約の変更）

- (1) 会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、会社ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、本規約を変更することができます。
 - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2) 会社は、あらかじめ変更後の内容を会社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により周知したうえで、本規約の変更手続きを行うことができます。この場合に、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことをもって変更を承諾いただいたときは、以後変更後の規約が適用されます。
- (3) 本条に基づく規約の変更に異議がある会員は、第13条に基づき、退会をすることができます。

第20条（準拠法）

会員と会社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第21条（合意管轄裁判所）

本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地・購入地及び会社の本社・各営業部・支店・営業所・管理センタ

一を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。

第Ⅱ章 カードショッピング条項

第22条（カードショッピングの利用方法等）

- (1) 会員は、次の加盟店（以下総称して「加盟店」という）でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名をすることにより、商品・権利の購入及びサービスの提供（以下「商品等」という）を受けることができます。カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード。以下「ICカード」という）の場合は、会社が指定する加盟店においては、自己の署名に代えて、会員自身が暗証番号をIC読取機能付承認端末（以下「IC端末」という）へ入力します。ただし、IC端末が故障の場合、若しくは別途会社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でICカードを利用していただきます。また、会社が特に認めた場合は、カードの提示・署名を省略する等、これに代わる方法をとる場合もあります。なお、会社が特に定める商品等についてはカードの利用ができない場合があり、また、カードの利用に際しては、利用できる取引の種類や購入商品の種類・利用金額等により、会社の承認を必要とする場合があります。
- ①会社と契約した加盟店（提携会社及び提携会社と特約している加盟店を含む）
- ②会社と提携したカード会社の加盟店
- ③Mastercardに加盟した金融機関等と契約した加盟店
- ④ビザ・ワールドワイドに加盟した金融機関等と契約した加盟店
- ⑤ジェーシービーに加盟した金融機関等と契約した加盟店
- (2) ①本人会員は、(1) ①に該当する加盟店における本人会員のカード利用代金債権を会社が本人会員に代わって加盟店に立替払いすることを委託します。ただし、一部加盟店においては、その加盟店の本人会員に対するカード利用代金債権を本人会員に通知することなく、その加盟店が会社に譲渡することがあります。本人会員はこの債権譲渡について、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- ②(1) ②～④に該当する加盟店においては、本人会員のカード利用代金債権を本人会員に通知することなく、その加盟店が加盟店契約カード会社等に譲渡し、更に加盟店契約カード会社等が直接又はMastercard、ビザ・ワールドワイド及び会社と提携したカード会社を通じて会社に譲渡します。本人会員はこの債権譲渡について、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- ③(1) ⑤に該当する加盟店においては、本人会員のカード利用代金債権を本人会員に通知することなく、その加盟店がジェーシービーに譲渡し、本人会員は会社が本人会員に代わってジェーシービーに立替払いすることを委託します。
- (3) 会員が、水道・電気・ガスなどの公共料金、電話料金などの通信サービス料金及びその他継続的に発生する各種の利用代金（以下「継続的利用代金」という）の決済手段としてカードを利用した場合において、カードの更新や種別変更等により会員番号・有効期限等が変更され若しくは会員資格の取消し、退会等によりカードが無効になったとき、カード利用状況が適当でないと会社が判断したときは、会員は、その旨を加盟店に対し通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、会員は、会社が必要であると判断したときに、会員に代わって会社が会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を加盟店に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- (4) 会員が現金化を目的として商品・サービス又は流通する紙幣・貨幣の購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式又はキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。
- ※カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、(社)日本クレジット協会ホームページ<http://www.j-credit.or.jp/>をご覧ください。

第23条（所有権留保に伴う特約）

- (1) 会員は、カード利用により購入した商品等の所有権は会社が加盟店・ジェーシービーに立替払いしたことにより、若しくは会社に債権譲渡されたことにより、加盟店から会社に移転し、当該商品等に係わる債務の完済まで会社に留保されることを認め、質入れ・譲渡・賃貸、その他会社の所有権を侵害する行為をすることなく、善良なる管理者の注意をもって商品等を管理します。
- (2) 本人会員は、第14条により期限の利益を喪失した場合、会社は留保した所有権に基づき商品等を引取ることができ、その商品等については、

会社が決定した相当な価格で本規約に基づく未払債務の支払いに充当することに同意します。なお、不足が生じたときは本人会員及び会社の間で直ちに清算します。

第24条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品等が見本・カタログと相違しているときは、加盟店に商品等の交換を申し出るか、又は加盟店に売買契約の解除を申し出ることができます。なお、この場合、会員は速やかに会社にその旨を通知するものとします。

第25条（カードショッピングの利用額の支払方法）

(1) カードショッピングの利用額の支払方法は次のとおりです。

- ①日本国内における加盟店での利用の場合、会員は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・均等分割払い・ボーナス併用分割払い・リボルビング払いのうちからカード利用時に指定していただきます。ただし、加盟店及び商品・サービスにより上記支払方法の一部が利用できない場合、また後記（2）に定める支払回数・支払期間・手数料・支払月が異なる場合があります。
- ②日本国外の加盟店での利用の場合、会員は一括払い・リボルビング払いのうちから入会申込の際に指定（ただし、会員より指定がない場合は入会申込書で指定する支払方法）していただきます。なお、会社が別に定める日までに変更の申し出をし、会社が認めた場合、支払方法の変更ができます。

(2) カードショッピングの利用額の手数料は次のとおりです。

- ①一括払い・2回払い：手数料はいただきません（実質年率0.00%）。2回払いの場合、支払期間は2ヵ月とします。
- ②ボーナス一括払い：手数料はいただきません（実質年率0.00%）。なお、支払月は原則としてカード利用日に応じて、冬期1月・夏期8月となります。支払期間は、1ヵ月から13ヵ月とします。
- ③ボーナス2回払い：原則として1回目の支払時に利用代金の2分の1を、2回目の支払時に利用代金の2分の1と手数料の全額を、指定月（冬期1月・夏期8月）にお支払いいただくものとし、利用代金に端数が発生する場合には、初回の支払月に算入し支払うものとします。なお、利用代金100円当たりの手数料の額は3.0円（実質年率3.43%～10.29%）とし、支払期間は、6ヵ月から14ヵ月とします。

〈具体的算定例〉

利用代金 100,000円の場合
利用代金（A） 100,000円
手数料（B） $100,000円 \times (3.0円 \div 100円) = 3,000円$
支払総額（A+B） $100,000円 + 3,000円 = 103,000円$
分割支払額（初回）50,000円 （2回目）53,000円

- ④均等分割払い：支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。ただし、④のなお書以降において会社が認めた場合は、分割支払額単位を1円とします。

支払回数（回）	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間（ヵ月）	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率（%）	12.20	13.51	13.86	14.57	14.73	14.87	14.93	14.95	14.96
利用代金100円あたりの手数料の額（円）	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32

（例）利用代金 100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

手数料 $100,000円 \times (6.8円 \div 100円) = 6,800円$

支払総額 $100,000円 + 6,800円 = 106,800円$

- ⑤ボーナス併用分割払い：ボーナス併用分割払いの支払総額は、利用代金に均等分割払いの手数料を加算した金額となります。ボーナス支払

月は冬期1月・夏期8月（ただし、一部加盟店において会員が指定する場合を除く）とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス加算額合計は利用代金の50%相当額とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします）し、その金額を毎月の均等分割額に加算した額となります。また、理由のいかんを問わず、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合は、ボーナス併用分割払いを指定しなかったものとして取り扱います。なお、ボーナス併用分割払いの実質年率は、均等分割払いの実質年率と異なる場合があります。

⑥リボルビング払い（残高スライド方式）：支払額（割賦販売法における「弁済金」をいう。以下同じ）は、毎月の締切日におけるリボルビング払い利用残高に応じ、下表に定める金額となります（ただし、入会時期により異なります）。その支払額には当該利用残高に対する1.25%（実質年率15.00%）の手数料を含みます。ただし、平成19年7月10日以前利用分については当該利用残高に対して1.00%（実質年率12.00%）の手数料となります。また、当該利用残高に手数料を加算した額が最低支払額未満になった場合はその債務全額を、当該利用残高が会社所定の可能枠を超過した場合はその超過額全額、又は会社の定める金額と毎月の約定支払額を合算した額をお支払いいただきます。

A：平成20年1月7日以前に入会の会員（平成17年7月以前入会の一部会員を除く）

利用残高	毎月の支払額	利用残高	毎月の支払額
100,000 円以下	5,000 円	500,001 円以上 600,000 円以下	30,000 円
100,001 円以上 200,000 円以下	10,000 円	600,001 円以上 700,000 円以下	35,000 円
200,001 円以上 300,000 円以下	15,000 円	700,001 円以上 800,000 円以下	40,000 円
300,001 円以上 400,000 円以下	20,000 円	800,001 円以上 900,000 円以下	45,000 円
400,001 円以上 500,000 円以下	25,000 円	900,001 円以上	50,000 円

B：平成17年7月以前入会の一部会員及び平成20年1月8日以降に入会の会員

利用残高	毎月の支払額
200,000 円以下	10,000 円
200,001 円以上 400,000 円以下	20,000 円
400,001 円以上 600,000 円以下	30,000 円
600,001 円以上 800,000 円以下	40,000 円
800,001 円以上	50,000 円

（例）利用残高100,000円（対象残高の利用日は平成19年7月11日以降）の場合

	上記 A の会員の場合	上記 B の会員の場合
毎月の支払額	5,000 円	10,000 円
手数料充当額	100,000 円×15.00%/12 ヲ月＝1,250 円	100,000 円×15.00%/12 ヲ月＝1,250 円
利用代金充当額	5,000 円-1,250 円＝3,750 円	10,000 円-1,250 円＝8,750 円

第26条（早期完済の場合の特約）

本人会員がカードショッピングの約定支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残高を一括してお支払いいただいたとき、本人会員は、78分法、又はそれに準ずる会社所定の計算方法により算出された期限未到来の手数料のうち、会社所定の割合による金額の払い戻しを会社に請求できます。ただし、リボルビング払いの場合はこの限りではありません。

第27条（支払停止の抗弁）

(1) 本人会員は、次の事由に該当する場合は、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、その事由が解消されるまでの間、その事由の存する商品又は役務若しくは権利について、支払いを停止することができます。

①商品の引渡し又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含み、以下同様とする）若しくは権利の移転がなされないとき

- ②商品に破損・汚損・故障、その他瑕疵があるとき、又は役務の内容に問題があるとき
 - ③その他商品の販売、又は役務の提供について加盟店に対し生じている事由があること
- (2) 本人会員が (1) の支払いの停止を行う旨を会社に申し出た場合、会社は直ちに所定の手続きを行います。
- (3) 本人会員は、(2) の申し出をする場合はあらかじめ (1) の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めます。
- (4) 本人会員は (2) の申し出をした場合は、速やかに (1) の事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付する）を会社に提出するよう努め、また、会社がその事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力していただきます。
- (5) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いは停止することができません。
- ①売買等の契約が会員にとって営業のために若しくは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約又は連鎖販売個人契約に係るものを除く）であるとき
 - ②カードショッピングの支払方法が2ヵ月を超えない一括払いのとき（事務処理の都合上、2ヵ月を超えた場合は、一括払いと扱います）
 - ③リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る現金価格が38,000円に満たないとき
 - ④2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・分割払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が40,000円に満たないとき
 - ⑤本人会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
- (6) 本人会員は会社がカードショッピングの利用額の残額から (1) による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払を継続します。

第28条（特定継続的役務提供契約の中途解約等）

- (1) 会員は、商品等の購入及びサービスの提供を受けるためカードを利用した場合において、「特定商取引に関する法律」第49条に規定する解除を行った場合は、会社に対し直ちにその旨を通知するものとします。
- (2) 本人会員は、(1) において加盟店から返還されるべき金員がある場合は、当該金額の範囲内で当該カードショッピングの支払額に充当され、不足額が発生した場合は直ちに支払いすることを承諾するものとします。この場合、支払方法が分割払いのときは、本人会員は、第26条の規定に従い、手数料の払い戻しを請求できるものとします。

第29条（臨時増額返済）

会員は、カードショッピングリボルビング払いの利用に係る支払いについて、会社の承認を得て支払額を臨時に増額できるものとします。

第三章 キャッシングサービス条項

第30条（キャッシングサービスの利用方法）

- (1) 会員は、会社の承認及び通知により次の方法で、会社より10,000円単位（ただし、日本国外の場合はMastercard、ビザ・ワールドワイド、又はジェーシービーが指定する現地通貨単位）で各々所定の最高額まで、キャッシングサービスが利用できます。
- ①会員が会社指定の現金自動預払機等（以下「ATM等」という）にて暗証番号を入力する等の所定の手続きをして行う方法
 - ②会員が電話・インターネット等により会社所定の窓口へ所定の手続きによる申し込み、会社が本人の申し込みであることを確認して行う方法
 - ③会員がMastercard、ビザ・ワールドワイド、又はジェーシービーと契約した日本国外の取扱い金融機関等で所定の手続きをして行う方法
 - ④その他会員が会社所定の手続きをして行う方法
- (2) 会員がキャッシングサービスの利用時に会社に提出する書面はありません。

第31条（キャッシングサービス利用額の支払方法）

- (1) キャッシングサービス利用額の支払方法は次のとおりです。

①日本国内における利用の場合、会員は、一括払い・リボルビング払いのうちからカード利用時に指定していただきます。

②日本国外における利用の場合、会員は、一括払い・リボルビング払いのうちから入会申込の際に指定（ただし、会員より指定がない場合は入会申込書で指定する支払方法）していただきます。なお、会社が別に定める日までに変更の申し出をし、会社が認めた場合、支払方法の変更ができます。

(2) キャッシングサービス利用額の利息は次のとおりです。

①一括払い：会員は、利用額及び利用額に対し、利用日の翌日から支払日までを年18.00%（ただし、会社でのキャッシング総利用残高が100万円以上の利用部分については年15.00%）で日割り計算した金額の利息をお支払いいただきます。

（利息の計算の方法）利息＝融資金元金×18.00%（又は15.00%）÷365日（注）×ご利用日翌日から支払日までの経過日数（注）1年を365日として計算。ただし、うるう年の場合は1年を366日として計算。

②リボルビング払い：支払額は、毎月の締切日におけるリボルビング払い利用残高に応じ、下表に定める金額となります（ただし、入会時期により異なります）。その支払額には、前回支払日（初回は利用日）の翌日から支払日までを年18.00%（ただし、会社でのキャッシング総利用残高が100万円以上の利用部分については年15.00%）の日割り計算により、算出した利息を含みます。

（初回利息の計算の方法）利息＝融資金元金×18.00%（又は15.00%）÷365日（注）×ご利用日翌日から支払日までの経過日数（注）1年を365日として計算。ただし、うるう年の場合は1年を366日として計算。

（2回目以降の利息の計算の方法）利息＝融資金残高×18.00%（又は15.00%）÷365日（注）×期間日数（注）1年を365日として計算。ただし、うるう年の場合は1年を366日として計算。

A：平成20年1月7日以前に入会の会員（平成17年7月以前入会の一部会員を除く）

利用残高	毎月の支払額	利用残高	毎月の支払額
100,000 円以下	5,000 円	500,001 円以上 600,000 円以下	30,000 円
100,001 円以上 200,000 円以下	10,000 円	600,001 円以上 700,000 円以下	35,000 円
200,001 円以上 300,000 円以下	15,000 円	700,001 円以上 800,000 円以下	40,000 円
300,001 円以上 400,000 円以下	20,000 円	800,001 円以上 900,000 円以下	45,000 円
400,001 円以上 500,000 円以下	25,000 円	900,001 円以上	50,000 円

B：平成17年7月以前入会の一部会員及び平成20年1月8日以降に入会の会員

利用残高	毎月の支払額
200,000 円以下	10,000 円
200,001 円以上 400,000 円以下	20,000 円
400,001 円以上 600,000 円以下	30,000 円
600,001 円以上 800,000 円以下	40,000 円
800,001 円以上	50,000 円

*一括払いの支払期間・支払回数は、1ヵ月・1回

*リボルビング払いの支払期間・支払回数は、利用残高及び支払方式に応じ、お支払元金と利息手数料を完済するまでの支払期間・支払回数となります（残高スライド定額リボルビング方式）。なお、利用可能枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高が変動するため、支払期間・支払回数・支払期日・支払金額も変更となります。

〈具体的算定例〉

利用可能枠10万円・実質年率18.00%・リボルビング払いで1月1日に10万円を利用し、約定通りの返済の場合

・返済期間・回数 12ヵ月・12回

・返済金合計額 110,581円

※なお会社が認めた場合は、リボルビング払いキャッシング利用残高が10万円までは毎月の支払額を4,000円、以降5万円残高が増えるごとに2,000円ずつ加算した金額を毎月のリボルビング支払額とすることができるものとします。リボルビング払いキャッシングの支払方法

変更にもない、ショッピング利用分についても適用を受けるものとします。

第32条（早期完済の場合の特約）

本人会員は、本人会員がキャッシングサービスの約定支払金の支払いを履行している場合で、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払うときは、残元金とキャッシングサービスの支払方法に応じた実質年率の割合による一括支払日までの利息を支払うものとします。

第33条（収入証明書等について）

- (1) 会社は、本人会員に対し、キャッシングサービスの利用状況により、会社が必要と認めた場合には、本人会員の支払能力調査のために、直近の源泉徴収票・給与支払明細書・納税通知書・確定申告書・課税証明書・年金通知書等のいずれかの提出及び収入の聞き取り調査等を求めることができ、本人会員はこれに応じるものとします。
- (2) 配偶者と併せた年収の3分の1以下のキャッシングサービス利用可能枠の設定を受けた本人会員（配偶者の同意があるときに限る）は、会社が必要と認めるときは、配偶者の同意書、源泉徴収票等の書類の提出に協力するものとします。

第34条（承諾事項）

会員は、資格を取り消された場合、音声応答装置・ATM等の故障等によりキャッシングサービスが遅延した場合、又はキャッシングサービスを受けられない場合、あるいは都合によりキャッシングサービスが中止された場合でも、損害賠償の請求ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

第35条（キャッシングサービス利用時及びお支払時の書面の交付）

- (1) 本人会員は、会社が貸金業法第17条第1項及び貸金業法第18条第1項の書面に代えて、一定期間における貸付け及び支払その他の取引状況を記載した書面を郵送その他会社所定の方法により交付すること、貸付けの際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。
- (2) 本人会員が希望する場合、(1)に定める貸付け及び支払その他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により提供するものとします。
- (3) 「貸金業法」第17条第1項の規定により交付する書面又は同第6項で規定する書面に記載する支払期間・支払回数・支払期日又は支払金額は、当該書面に記載する利用の後のに行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

第IV章 その他

第36条（反社会的勢力の排除）

- (1) 会員（本条においては入会申込者を含む）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥前各号の共生者
 - ⑦その他前各号に準ずる者
- (2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為

- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第37条（取引目的の申告）

本人会員は、入会に際してクレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約（以下「カードショッピング契約」といいます）及び金銭の貸付けを内容とする契約（以下「キャッシングサービス契約」といいます）の取引目的を申告します。なお、一方の契約に係る取引目的のみ申告がなされ、他方の契約に係る取引目的について申告がない場合には、取引目的は同一とします（他方の契約締結の希望がない場合はこの限りではありません）。また、入会後にキャッシングサービス契約の締結をする場合には、特段の申告がない限り、入会の際のカードショッピング契約の取引目的と同一とします。

第38条（付帯サービスの変更又は中止）

会員は、会社が必要と認めた場合には、付帯サービス及びその内容を会員への予告又は通知なしに変更もしくは中止する場合がありますことについてあらかじめ承諾するものとします。ただし、会社が会員から年会費として対価を得ている付帯サービスについては、対象期間経過後に限り変更又は中止をすることができます。また、第19条に定めるところに従い、付帯サービスが変更又は中止されることがあります。

国内ショッピング利用支払方法変更サービス・国内ショッピングリボルビング払い自動変更サービス特約

この特約は「国内ショッピング利用支払方法変更サービス（通称あとからリボ・あとから分割サービス）」（以下「あとリボ・あと分割サービス」という）、又は国内ショッピングリボルビング払い自動変更サービス（通称ここからリボ）」（以下「ここリボサービス」という。また両サービスを総称して「本サービス」という）を登録した会員にのみ適用されます。なお、本サービスのご利用ができないカードもあります。

第1条（サービスの内容）

- (1) あとリボ・あと分割サービスは、会員がカード利用時に支払方法を一括払いと指定したカードショッピング利用代金について、カード利用後に、当該カードショッピング利用代金の支払方法を、リボルビング払い、又は均等分割払いに変更したい旨を別途会社が定める日までに会社に申し出をし、初回支払日（当初の一括払いの初回支払日）を変更することなく、リボルビング払い、又は均等分割払いに支払方法が変更可能なサービスをいいます。
- (2) ここリボサービスは、会員がカード利用前にあらかじめ申し出ることにより、申出以後に一括払いと指定した国内カードショッピングの支払方法が以後の利用からはリボルビング払いとして、お支払いいただくサービスです。

第2条（手数料の支払い・支払方法の変更等）

- (1) あとリボ・あと分割サービス・ここリボサービスのいずれを利用した場合においても、会社は、第1条の支払方法変更の申出を受け、会社が認めた場合に限り、当該申出を受けた一括払いのカードショッピング利用代金、又は申し出以降のカードショッピング一括払いについて支払方法の変更の登録をします。
- (2) (1) の登録がされた場合、会員は、セディナCFカード会員規約のカードショッピング条項に定めるリボルビング払い、又は均等分割払い手数料規定に従い、当該カードショッピング利用代金に加えて、リボルビング払い手数料、又は均等分割払い手数料を会社に対しお支払いいただきます。
- (3) あとリボ・あと分割サービスは、登録後の取消・変更はできません。また、ここリボサービスの登録解除は会員の申し出を受け、会社が解除登録した翌日の利用分より適用されます。

(4) 本サービスは、家族会員のカードショッピング利用分についても（1）～（3）に従い利用することができます。

第3条（対象カード）

本サービスは、会社が定めるカードにのみに利用でき、本サービスが利用できないカードもあります。

第4条（対象取引）

本サービスの対象となる取引（利用）は、国内カードショッピングの通常一括払いに限定され、2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・スキップ払い・年会費のお支払い・キャッシングサービス利用分・海外でのカード利用分及びその他会社が定める一部の利用分については本サービスを利用することはできません。

第5条（その他）

第2条（1）の支払方法変更の登録がされた場合は、会員へのカードご利用代金明細書の交付をもって同変更の書面交付とします。

第6条（会員規約の適用）

本サービスは、セディナCFカード会員規約に定める付帯サービスの1つとし、本特約に定めのない事項については、セディナCFカード会員規約が適用されます。

カード会員保障制度規約

※本規約の用語はカード会員規約に定める用語と同様とします。

第1条（損害の補てん）

会員は、会社が発行するカードが紛失・盗難等またはカード情報の盗用により、保障期間中に他人に不正使用された場合、これにより被った損害の補てんを本規約にしたがい、受けることができます。この場合、会社は必要に応じて会社が契約する損害保険会社に保険適用につき、本件内容を通知することができます。

第2条（保障期間・自動継続）

- (1) 本制度の保障期間は、会社が入会を認めた日から1年間とします。
- (2) 本制度への加入は、会員資格を喪失するまでの間、毎年自動的に更新します。

第3条（カードの紛失・盗難等の届出）

会員がカードの紛失・盗難等にあったときは、すみやかに会社に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届けるとともに、会社所定の届出書を会社あてに提出するものとします。

第4条（補てんされない損害）

会員は、第1条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害について補てんを受けることができません。

- ①会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
- ②カードショッピング・キャッシングサービス等のうち、暗証番号の入力を伴う取引の場合。
- ③会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。
- ④戦争、地震等による、著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じた場合。

⑤第3条の通知を会社が受理した日の61日以前に生じた損害の場合。

⑥会員が会社および損害保険会社の請求する書類を提出しなかったり、会社および損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、または損害防止軽減のための努力をしなかった場合。

⑦その他、不正発生カードの差替え等会員が会社および損害保険会社の指示に従わなかった場合。

⑧カード会員規約に違反している状況において、紛失・盗難等またはカード情報の盗用が生じた場合。

⑨第3条の届出書の内容および会社の事情聴取に虚偽の内容が含まれていた場合。

⑩カード署名欄に自署されていなかった場合。

⑪本規約の年会費の支払いを怠ったとき以降の紛失・盗難等またはカード情報の盗用に起因する場合。

第5条（損害補てんの手続き・調査）

- (1) 会員は、カードの紛失・盗難等またはカード情報の盗用による損害を知ったときは30日以内に損害状況などを記入した損害報告書、警察署の盗難届出証明書または被害届出証明書など、会社および損害保険会社が定める書類を会社および損害保険会社へ提出するものとします。
- (2) 会社および損害保険会社が（1）の損害状況などの調査を行う場合、会員はこれに協力するものとします。なお、必要な調査が終わったときは、第4条各号に該当する場合を除き、会社は遅滞なく損害を補てんするものとします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の取得・保有・利用・提供）

- (1) 申込者及び連帯保証人予定者（以下総称して「申込者等」という）は、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む株式会社セディナ（以下「会社」という）との取引の与信判断及び与信後の管理（以下「与信関連業務」という）及びカード付帯サービスを含む全てのカード機能履行のため、以下の情報（以下これらを総称して「本件個人情報」という）を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項により取得・保有・利用することに同意します。
 - ①申込書等に記載された申込者等の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む、以下同じ）、運転免許証等の記号番号、eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況、取引を行う目的、連絡先（実家等）、親権者情報等（これらすべての変更情報を含む）。
 - ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法等の利用情報、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限等。
 - ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況。
 - ④本契約に関する申込者等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、申込者等が申告した資産、負債、収入、支出、申込者等が会社に提出した収入証明書の記載事項並びに会社が取得した、クレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。
 - ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報。
 - ⑥会社が申込者等に電話等により確認した情報又は申込者等が会社へお問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報。
 - ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会社が申込者等の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報。
 - ⑧防犯上録画された映像等の情報。
 - ⑨電話の録音等の音声情報。
- (2) 申込者等は、会社が与信関連業務及び第2条のために、電話、SMS（ショートメッセージサービス）、郵便等の手段により連絡すること又は訪問することに同意します。
- (3) 申込者等は、与信関連業務及び本人確認のため会社が必要と認めた場合に、会社が市区町村の要求に従って申込者等の個人情報（入会申込書の写し等）を市区町村に提出の上、申込者等の住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受け、又は自動車検査証等公的機関が発行する書類を取得し、当該書類に記載されている情報を利用することに同意します。

- (4) 申込者等は、申込者等のいずれかに次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発行する申込者等の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。
- ①相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の事実並びに相続人の有無及び範囲を確認するため。
- ②氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者等との同一性を確認するため。
- (5) 申込者等は、会社が本契約に関する与信関連業務の一部又は全部あるいは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に委託する場合に、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また、会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく次の債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡も含む）をする場合、本件個人情報を次の債権回収会社に提供し、当該債権回収会社がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。
- ・株式会社セディナ債権回収
- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目20番25号
- (6) 申込者等は、本契約に基づく精算及び当該売買契約並びに本契約に付帯する会員特典等のサービス等の履行、維持、管理のため、会社が必要と認める場合、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、同提供先がそれらを利用することに同意します。
- (7) 申込者等は、本条（1）⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提携会社との他の取引における本人確認のために利用することに同意します。

第2条（個人情報の与信関連業務以外の利用）

申込者は、会社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために、本件個人情報のうち①②③⑥を利用すること及び勧誘することに同意します。

（ア）宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内のため。

（イ）商品開発・市場調査のため。

（ウ）新商品情報のお知らせ・関連するアフターサービスのため。

（エ）会社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話等による案内のため。

※会社の具体的な事業内容については、会社のホームページ（<http://www.cedyna.co.jp>）でお知らせしております。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

- (1) 申込者等は、会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするものをいい、以下「加盟信用情報機関」という）及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、申込者等及び当該申込者の配偶者（当該申込者の配偶者とは、配偶者合算貸付契約の申込又は締結をしている配偶者に限る。以下同じ）の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、同機関が独自に取得・登録する情報を含む）が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法により、申込者等の支払能力・返済能力の調査のために限り、会社がそれを利用することに同意します。
- (2) 申込者等は、申込者等及び当該申込者の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等及び当該申込者の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために限り、利用されることに同意します。

項目 \ 会社名	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	株式会社日本信用情報機構（JICC）
①本契約に係る申込みをした事実	会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）

③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後 5 年 間	契約継続中及び契約終了後 5 年以内
---------------	-----------------------	--------------------

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛の申出、その他の本人申告情報が登録されます。

- (3) 加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟信用情報機関】

- 株式会社シー・アイ・シー（CIC：割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

フリーダイヤル0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

- 株式会社日本信用情報機構（JICC：貸金業法に基づく指定信用情報機関）

TEL0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp/>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

【提携信用情報機関】

- 全国銀行個人信用情報センター

TEL03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

- (4) 本条（3）に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報及び申込者に配偶者がある場合の当該婚姻関係に関する情報（当該婚姻関係に関する情報は、配偶者合算貸付契約の申込又は締結をしている配偶者に限る）、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量等・回数・期間、契約額又は極度額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、完済予定年月、月々の支払状況及び解約又は完済等の事実の全部又は一部となります。

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第4条（個人情報の与信関連業務以外の提供・利用）

- (1) 申込者は、会社が次の場合に本件個人情報のうち①及び②を、保護措置を講じた上で、会社の子会社、関連会社又は提携会社に電磁的データ等で提供し、当該子会社、関連会社又は提携会社が利用することに同意します。

○会社と「個人情報の提供に関する契約」を締結した会社の子会社、関連会社又は提携会社が次の目的により本件個人情報のうち①及び②を利用する場合。

①子会社、関連会社又は提携会社の事業における宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内。

②子会社、関連会社又は提携会社の事業における市場調査、商品開発。

③子会社、関連会社又は提携会社が本契約に付帯する会員特典等のサービスの履行。

なお、子会社、関連会社又は提携会社については、会社のホームページ（<http://www.cedyna.co.jp>）又は申込書等でお知らせしております。

- (2) 本条（1）の個人情報の提供及び利用の期間は、原則として、契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、提携会社における個人情報の利用期間については、提携会社にお問い合わせください。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1) 申込者等は、会社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する会社の子会社、関連会社又は提携会社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより自己に関する個人情報（登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報）を開示するよう請求することができます。

①会社、会社の子会社又は関連会社に開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続き（受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等）についてお答えします。また、開示請求の手続きについては、会社のホームページでもお知らせしています。

②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人情報情報機関にご連絡ください。

③提携会社に対して開示を求める場合には、各提携会社にご連絡ください。

(2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。

第6条（本同意条項に不同意の場合）

会社は、申込者等が本契約の必要な記載事項（契約書面で申込者等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、申込者が第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に会社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用・提供中止の申出）

第2条及び第4条による同意を得た範囲内で会社が申込者の個人情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の会社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、中止の申出を受けた場合でも、会社が申込者に対して送付する請求書等に同封される宣伝物や印刷物については送付中止の申出はできないものとします。

第8条（個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口）

個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止についてのお問い合わせ、その他のご意見の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】までお願いします。

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条（2）①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（退会後又は会員資格喪失後の場合）

退会の申し出又は会員資格の喪失後も、第1条（1）、第2条に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は会社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第11条（本同意条項の変更）

本同意条項は、会社所定の方法により、変更できるものとします。

※個人情報管理責任者について 会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報管理責任者」に選任しております。

※家族カードを同時に申込みされる場合には、「申込者」には家族カードの入会申込者を含むものとします。ただし、第1条のうち与信関連業務に係る部分及び第3条は、家族カードの入会申込者には適用されません。

A951-01-02

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】

株式会社セディナ お客さま相談部 東京都港区港南二丁目16番4号

※お電話はアンサーセンターにて承ります。

電話番号：0120-086-315 受付時間：9：30～17：00（1月1日休）

【上記以外のお問い合わせ・相談窓口】

1. 商品等についてのお問合せ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約・カードサービスについてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面（第27条（4））については下記までお尋ねください。

株式会社セディナ アンサーセンター

フリーダイヤル0120-086-315

携帯電話からのご利用は TEL052-300-1515〔営業時間 9:30～17:00 1月1日休〕

＊電話番号はお間違いのないようおかけください。

【貸金・キャッシングに関する苦情・相談受付窓口】

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

東京都港区高輪三丁目19番15号

電話0570-051-051

株式会社セディナ 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 〒460-8670

登録番号／東海財務局長（12）第00166号

このセディナCFカード会員規約（特約を含む）・個人情報の取扱いに関する同意条項（特約を含む）を承諾できない場合は直ちに会社にカードを返却し、入会申込の撤回、又は退会の旨を申し出てください。